

障害程度区分の考え方

1. 障害程度区分を設ける趣旨

利用契約制度への移行にあたり、重度障害者が施設から敬遠されることなく適切なサービスを受けられるよう、重度障害者に対するサービス提供のコストを適切に評価した支援費とするため、障害程度区分を定め、当該区分に応じた費用を反映した支援費を支給するものである。

2. 障害程度区分設定のための作業の考え方

- 1. で述べた障害程度区分設定の趣旨から、障害程度区分の設定に当たっては、施設サービスの提供にかかる費用に差をもたらす障害者の状態を把握する。
- 個々の障害者に対する施設サービスの提供に通常要する費用に差をもたらすものは、主に直接処遇職員が行う支援であるとし、施設における直接処遇職員が行っている支援を、身体介助、生活援助等の領域に分類している。さらに具体的な施設サービスとして細分化した項目を設定し、これらについての支援の必要性や困難性の違いを見ることにより、障害者の障害の程度を区分するに当たって考慮すべき項目を抽出している。

3. 障害程度区分設定のための作業の経過

(1) 実態調査の設計

- 支援費制度における障害程度区分を設定するため、厚生科学研究の研究班において、障害者福祉施設利用者の実態調査を実施することとした。
- この調査においては、細項目として89の項目（別添参照）を設定し、入所者個々人についてこれらの項目に係る支援の必要性・困難性の度合い(*)を施設より回答いただくこととした。
 - * 支援の必要性については、「非該当」、「必要が大きい」、「必要がある」、「必要が少ない」のいずれか、支援の困難性については、「困難さが大きい」、「困難さがある」、「困難さが小さい」のいずれかで回答。
- また、併せて、入所者個々人について、障害の重複の状況や、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や強度行動障害等の現行の加算の適用の有無等の特に配慮を要すると考えられる特性の有無を把握することとした。

(2) 調査の分析と障害程度区分に反映させるべき項目の抽出

調査の回答により得られたデータについて、施設サービスの種類毎に以下の手順により分析を行った。

ア 89項目中、非該当に当たる利用者や、支援の必要性が小さい利用者が多いものは、当該施設サービスにおける支援としては個人差を見る上で重要でないと考え除外し、残りの項目を障害程度区分に反映させる必要がある項目としてリストアップ。

イ 人数としては少ないが、特に配慮を要する、重複障害のある者やALS（筋萎縮性側索硬化症）や強度行動障害等の現行の加算制度の対象者等が障害程度区分において適切に評価されるよう、これらの者の半数以上で必要性・困難性の認められる項目をリストアップ

ウ ア及びイで抽出された項目のうち、各種別の施設の目的及び機能の観点から妥当ではない項目又は支給申請の段階で市町村が聴き取りにより判断することが困難な項目を除外して、障害程度区分に反映させる項目を最終的に決定。

(3) チェック項目のとりまとめ

○ 以上の厚生科学研究の研究班での分析結果を踏まえ、障害程度区分を簡素で合理的なものとする観点から、各施設サービスの目的や機能を考慮しながら全体のバランスをとりつつ、一連の支援と考えられる項目等について、相関性が高い項目を一括りとし、整理を行った。それを1月10日の支援費制度担当課長会議においてお示ししたところである。（→資料3「支援費制度担当課長会議資料」P27～35）

4. 障害程度区分のイメージ

- 各施設支援毎のチェック項目について市町村においてチェックし、該当する数等に応じて区分を行うこととしている。
- 区分の数は、各施設支援ごとに2又は3区分程度設定する。

身体介助

01. 起床・就寝の働きかけ
02. ベッド上での起床・就寝の介助
03. 車椅子とベッド間の移乗介助
04. 洗面・歯磨き・髭そり・化粧等の整容に関する援助
05. 衣服の着脱介助
06. 寝具の整理整頓の援助
07. 移動に関する介助（屋内）
08. 移動に関する介助（屋外）
09. 夜尿起こし・トイレ誘導の援助
10. 排泄支援・介助
11. 失禁等の後始末の援助
12. 体位変換の介助
13. 食事準備の援助
14. 食事介助
15. 食事時の見守り・観察
16. 食事の後片付けの援助
17. 入浴の際の着替えや入浴前の準備（入浴用品等）の援助
18. 洗身・洗髪の援助
19. 浴槽出入りの介助
20. 入浴中の見守り・観察
21. 入浴後の後片付けの援助

医療・保健

22. 通院援助
23. 服薬指導・援助・見守り
24. 病気や怪我等の医療処置の対応
25. 入所中に発症した病気静養中ケア(付き添いを含む)への対応
26. 医師や看護婦等からの診断結果や説明について本人が分かる方法を用いて伝える
27. 健康管理（健康チェック、軽度褥創・肥満予防、適度の運動、過度の嗜好：飲酒、煙草、コーヒー等）への対応
28. 清潔保持（身体、衣服、身の回り）の援助
29. 生理への援助

生活援助

30. 金銭管理・出納に関する援助
31. 個別外出援助、社会資源(ガイドヘルパー等)・交通機関・娯楽施設利用への援助
32. 時と場所にふさわしい服装への援助
33. 衣類や身の回り品、居室整理・管理に関する援助
34. 外出・買い物の援助
35. 無断外出、火遊び、虚言、盗癖への対応
36. 飛び出しや多動等、突発的な行動等への対応
37. 強いこだわりに対する対応
38. 睡眠障害への対応
39. 偏食・過食・異食、過飲、反芻への対応
40. 弄便等の排泄に関する問題行動への対応
41. 器物破損等破壊的行為への対応
42. 自傷行為、常同行動などの自己刺激行動への対応
43. 他人に対する暴力行為への対応
44. 生活全般における活動の不活発への対応
45. 自閉傾向への対応(スケジュール化)
46. パニックへの対応
47. 性的行動への対応
48. 入所者間のトラブルの仲裁

相談援助

49. 日常生活における不安や悩みなどに対する相談
50. 男女交際・性・結婚への援助
51. 入所中の家族指導・連絡調整への対応
52. 関係機関(福祉事務所、地域施設、通所機関等)との連絡・調整
53. 心理カウンセリング援助

活動援助

54. 施設内行事(納涼祭、文化祭、体育祭等の企画、参加)活動への援助
55. 自治会などへの活動参加に対する援助
56. サークルや趣味など余暇活動参加への援助
57. 旅行など施設外行事参加に対する援助
58. 学習・活動援助、自己決定、自己選択への支援
59. ボランティアへの参加に対する援助

社会参加

60. 地域社会の行事参加への援助
61. 公職選挙等の選挙権行使についての援助
62. 当事者活動への参加に対する援助

訓練・作業等

63. 訓練や作業に対する動機付けのための援助
64. 地域・在宅移行訓練（清掃、洗濯、調理、献立、家計簿等）への援助
65. 入所者のコミュニケーション能力や認知、理解レベルに合わせた訓練・作業
66. 作業に関する送迎・移動援助
67. 訓練や作業内容理解への援助
68. 訓練・作業中の安全への配慮
69. 準備と片づけの援助
70. 障害に配慮した防災上の訓練援助
71. 車いす操作・歩行訓練、日常生活動作訓練、自己導尿訓練等（リハ訓練）の訓練・指導
72. 耐久性・敏捷性訓練、一般社会適応体力増強訓練（スポーツ訓練）等の訓練・指導
73. 建築CAD、機械CAD、情報処理、パソコン基礎等の訓練・指導
74. 一般事務、陶芸コース、縫製・手芸コース等の訓練・指導
75. 木工、木彫、袋づくり、穴あけ、包装、製造組み立て等の作業等の訓練・指導
76. レクリエーション、農作業、花壇等の生活技術訓練等の訓練・指導

コミュニケーション

77. 手話、身振り、絵、トーキングエイド、ピクトグラムを用いてのコミュニケーション訓練
78. 障害に配慮した情報提供のための特別な資料作成等の準備
79. 代筆等文字を書くことやワープロ、パソコン等の操作に関する援助
80. 外部者からの電話やFAXの取次ぎに対する援助

社会復帰

81. 他施設（医療機関を含む）への措置変更を行う場合の援助
82. 退所に向けた住宅の確保の援助
83. 退所後に想定される必要な地域支援体制の調整
84. 退所に向けての家族との調整
85. 関係機関との連絡・調整
86. 就労支援計画の作成・評価
87. 職場実習援助
88. 就職先の選定及び就職先との調整に関する援助
89. 復帰後のフォローアップなどの支援